

尾鷲市都市計画審議会運営要綱

平成21年 4月 1日

尾鷲市都市計画審議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾鷲市都市計画審議会条例（平成12年尾鷲市条例第14号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、尾鷲市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選任)

第2条 条例第5条第1項に定める委員の選挙の方法は、無記名投票とし、有効投票の最多数をもって選任する。

2 前項の投票の結果、得票数が同じであるときは、同一得票数の者につき、決選投票により選出するものとする。

3 審議会は、委員に異議のないときは、第1項の要綱にかかわらず投票に代えて指名推薦の方法を用いることができる。

(会長及び副会長の任期)

第3条 会長及び副会長の任期は、選任された委員の任期とする。

2 会長、副会長がその職を辞し、又は委員を退任したとき、その他会長、副会長が欠けたときは、次回の審議会において選任を行うものとする。

(委員の代理)

第4条 条例第3条第1項に規定する市長が任命する委員にやむを得ない事情があるときは、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、議事に参加し、決議に加わることができる。

(委員会)

第5条 審議会は、条例第4条第1項及び第2項に規定する特別の事項若しくは専門の事項又は市長が要請する事項を調査審議するにあたって、審議会審議の予備機関、調査機関として、委員会を設けることができるものとする。

2 委員会は、市長が任命する臨時委員、専門委員の中から組織する。

3 審議会は、必要なとき委員会に予備審議内容、調査内容を報告させ、調査審議するものとする。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事の説明者)

第6条 会長は、議事に関係ある行政職員を会議に出席させ、議案について説明させるこ

とができるものとする。

(会議の原則公開)

第7条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。

(1) 尾鷲市情報公開条例(平成11年尾鷲市条例第16号。以下「情報公開条例」という。)

第8条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

2 傍聴の要領については別に定める。

(議事録)

第8条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名捺印するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開会、閉会の日時及び場所

(2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事の概要

(5) その他審議会の経過に関する事項

3 審議会の議事録は、情報公開条例第8条各号の規定に該当する情報を除き、これを公開する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めがない事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。